

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

新法定額法

(3) 引当金の計上基準

退職共済制度により引当金を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(社会福祉事業のみのため作成していない)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(収益事業を行っていないため作成していない)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

大鱈ホーム区分 法人本部、大鱈ホーム

あずみ野区分 あずみ野通所介護、あずみ野グループホーム

あぜりあ区分 あぜりあ通所介護、あぜりあ訪問介護、あぜりあ居宅支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	193,183,260	13,200,000	0	206,383,260
建物	355,432,003	0	20,864,631	334,567,372
建物付属設備	87,983,906	810,000	15,359,870	73,434,036
合 計	636,599,169	14,010,000	36,224,501	614,384,668

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
 建物等の減価償却に伴い国庫補助金等特別積立金
 9,136,975円を取り崩した。

8. 担保に供している資産
 該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地(基本財産)	206,383,260	0	206,383,260
建物(基本財産)	659,856,198	325,288,826	334,567,372
建物付属設備(基本財産)	247,631,508	174,197,472	73,434,036
土地(その他の固定資産)	26,521,000	0	26,521,000
建物(その他固定資産)	1,772,950	1,041,153	731,797
構築物	44,456,447	19,848,397	24,608,050
車両運搬具	58,741,645	53,217,957	5,523,688
器具備品	91,467,999	74,663,291	16,804,708
退職共済積立金	31,085,780	0	31,085,780
権利	397,400	0	397,400
ソフトウェア	8,972,457	4,095,498	4,876,959
合 計	1,377,286,644	652,352,594	724,934,050

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
社債 ソフトバンク	31,000,000	31,000,000	0
社債 日本生命	28,023,516	28,023,516	0
投資信託 のむらっぶ保守型	10,000,000	10,000,000	0
投資信託 野村CRF	223,445	223,445	0
投資信託 野村MMF USドル	779	779	0
社債 トヨタモータークレジット	21,197,842	21,197,842	0
合 計	90,445,582	90,445,582	0

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし